

# ★登記相談予約制★



平成27年8月3日(月)から実施



大阪法務局では、不動産及び商業・法人登記に関する相談について、お待たせすることなく相談していただけるよう、平成27年8月3日(月)から全庁において「**登記相談予約制**」を導入します。

- 1 予約は、窓口又は電話でお受けします。
- 2 相談時間は、**20分以内**でお願いしています。
- 3 不動産登記及び会社・法人登記に関する一般的な相談について、お受けしています。
- 4 相談では、登記の申請に必要な書類及び登記申請書の様式等のご案内をいたします。  
これらの書類は、申請人ご自身が書式例等を参考に作成することとなります。
- 5 作成された登記申請書類の 内容の審査は、相談段階では行いませんのでご了承願います。

## 登記相談受付時間

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始は除く。）

午前9時から午前11時30分まで

午後1時から午後4時まで

（相談時間は、午前は12時まで、午後は4時30分までとなります。）

司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は法律に違反する場合があります。

# 大阪法務局



大阪法務局オンライン利用促進  
イメージキャラクター おんらいおん君

# 予約申込・お問合せ先一覧

庁名	お問合せ先電話番号	登記管轄区域	
		不動産	商業・法人
大阪法務局 (本局)	☎ (06)6942-1012 不動産 (06)6942-1480 商業法人	大阪市内 浪速区,旭区,城東区, 西成区,鶴見区,中央区	大阪市(全区) 枚方市,寝屋川市,交野市, 守口市,門真市
※北出張所	☎ (06)6363-1981~2	大阪市内 都島区,福島区,此花区, 西区,港区,大正区, 西淀川区,東淀川区, 淀川区,北区	
※天王寺出張所	☎ (06)6772-2535	大阪市内 天王寺区,東成区, 生野区,阿倍野区, 住吉区,東住吉区, 住之江区,平野区	
※池田出張所	☎ (072)751-3342	池田市,箕面市 豊中市, 豊能郡(豊能町,能勢町)	
※枚方出張所	☎ (072)841-2524	枚方市, 寝屋川市, 交野市	
※守口出張所	☎ (06)6991-2817	守口市, 門真市	
北大阪支局	☎ (072)638-9444	吹田市,高槻市, 茨木市,摂津市, 三島郡(島本町)	吹田市,高槻市,茨木市,摂津市, 三島郡(島本町),池田市,箕面市, 豊中市,豊能郡(豊能町,能勢町)
東大阪支局	☎ (06)6782-5413	東大阪市,八尾市, 大東市,柏原市, 四條畷市	(不動産登記管轄区域に同じ)
堺支局	☎ (072)221-2789~90	堺市, 松原市, 高石市, 大阪狭山市	堺市,松原市,高石市, 大阪狭山市, 富田林市,河内長野市, 羽曳野市,藤井寺市, 南河内郡(太子町,河南町, 千早赤阪村), 岸和田市,泉大津市,貝塚市, 泉佐野市,和泉市,泉南市,阪南市, 泉北郡(忠岡町), 泉南郡(熊取町,田尻町,岬町)
※富田林支局	☎ (0721)23-2432	富田林市, 河内長野市, 羽曳野市,藤井寺市, 南河内郡(太子町, 河南町,千早赤阪村)	
※岸和田支局	☎ (072)438-6501	岸和田市,泉大津市, 貝塚市,泉佐野市, 和泉市,泉南市,阪南市, 泉北郡(忠岡町), 泉南郡(熊取町,田尻町,岬町)	

上記の※印記載の支局及び出張所においては、商業・法人の登記申請事務（設立・役員変更等）を取り扱っていませんので、その相談内容によっては、商業・法人の管轄登記所を御案内させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。